

エッセンシャルワークの継続

物価高や人手不足の対策が必要



大沢 純一（公明党）

問 国は昨年、次のパンデミックに備えて、従来の行動計画を約10年ぶりに抜本的に改定しました。国の計画は医療体制の供給が主眼ですが、基礎自治体の役割はそれにとどまらず、どんな状況でも市民生活を止めないことが求められます。そのためのエッセンシャルワークであるごみ収集は市の委託事業ですが、近年の物価高や賃金上昇に契約が対応できていますか。人手不足も深刻で、エッセンシャルワークを市としてアピールすることも必要と考えます。

答 家庭ごみ等分別収集業務の委託については、5年契約となっています。国の通知に基づき、各社にヒアリングを丁寧を実施し、企業物価指数の上昇率と都の最低賃金の上昇率を勘案して、前回契約から7%上乘せした金額で算定しています。物価上昇等仕様書に定めのない事情について、申し出があったときに協議に応じたいと考えています。人材確保のための業務等の周知については、市としても事業者と協力してアピール方法を検討していきます。

一般質問項目 ①市財政について ②次のパンデミックへの備えについて

街路樹のあり方

長期的な視点に立った施策を



山本 洋輔（立憲ネット緑たちかわ）

問 街路樹は景観上の潤いだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和や排気ガス、騒音の軽減、生態系の保全等、さまざまな役割を果たしています。しかし昨今は老木化、高木化で管理費がかさみ、また倒木や落枝事故等の懸念も増しており、枝を多く切るなど縮小傾向になるのではと懸念しています。街路樹の価値を見直し、樹木の特性や生育サイクルに合ったせん定や樹形を目指すよう求めます。街路樹の役割や意義についての見解と今後の方針を伺います。

答 街路樹や公園の樹木は都市の貴重な緑で、その役割は大変重要であると考えています。せん定時期については、従来は台風等の影響を少なくするため、夏季せん定としていましたが、樹木せん定は冬季が望ましいと考えており、今年度からは冬季せん定としました。また、せん定の質の確保のため、今年度からは街路樹剪定士等の配置を仕様書に規定しています。今後も土壌や植栽条件に合った樹木せん定、樹種選定、適正管理に努めていきます。

一般質問項目 ①豪雨対策とグリーンインフラの推進を！ ②中長期的な視点に立った街路樹政策を目指して ③より働きやすい市役所を目指して

子ども食堂

活動の継続に必要な支援を



中町 聡（日本共産党）

問 市が昨年発行した子ども食堂マップは、本当に良いものと思います。これは国立市の事例を参考にしたのでしょうか。子ども食堂の運営をする団体からは、物価高騰の中で食材が手に入りにくくなっていると聞いています。また、食材の保管場所も課題と聞いています。これらの点についての市の認識を伺います。団体への支援体制の構築が急がれます。令和7年度に創設する補助金を団体がしっかり申請できる対応が必要と考えますが、見解を伺います。

答 以前から子ども食堂のマップについての要望がありましたので、国立市を含むさまざまな自治体の事例を参考に作成しました。物価高騰により食材の購入負担が増していること、買い置きしたくても保管が難しいこと、企業から寄附いただける食料品が減っていることなど、運営にも影響が出ていると認識しています。令和7年度は、都の補助金を活用して子ども食堂の開催経費の一部補助を開始し、団体の活動を支援したいと考えています。

一般質問項目 ①子ども食堂について ②市内のスポーツ施設について

商店街振興でにぎわうまちに

市が考える将来像と支援策は



高畠 奈美（たちかわ自民党・安進会）

問 かつては商業的機能と併せて地域コミュニティの中核を担ってきた商店街ですが、大型商業施設の進出、コロナ禍の生活スタイルの変化等により、経営に苦勞する経営者が増えているそうです。交流の場として商店街に期待を寄せる声もあるようですが、市は商店街の将来像をどのように考え、にぎわいに繋げる施策を展開していますか。市内加盟商店街で使える商品券を健康ポイント事業の景品にする等の支援が必要と考えますが、市の見解をお示してください。

答 商店街が現在の個店だけでなく、新たな個店受け入れの場となり、将来にわたり地域に根差した活動をしていく姿はまさに、新たな10年間の未来ビジョンの体現となるものと考えます。商店街のにぎわいに繋がる支援としては、都の補助金を活用した[商店街巡回相談事業](#)、イベントに対する補助等を行っています。健康ポイント等の景品で商品券を作る考えは今のところありませんが、市内特産品を景品に含めることで商業振興に繋がっていると考えます。

一般質問項目 ①開発行為で提供された市内の公園について ②商店街の振興でにぎわうまちに ③若い世代の結婚支援について

陳情はこうなりました

①陳情を議会で採択

令和6年第4回定例会で、「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を立川市でも導入要望に関する陳情」を採択

②市長に送付

③市の対応

当該事業については、本市においても導入の可能性について検討しており、周辺自治体の動向を調査するとともに、事業者連携型の利用状況に注視してきました。市民の方にとって、一時預かり利用支援のほうがより利便性が高いことは承知していますが、それ故に見込まれる利用者数の大幅増や、市の事務量が多くなる事業スキームとなっていることなどから、円滑な導入・実施にあたっては、職員体制の充実が不可欠であり、現時点では実施の決定には至っていません。

陳情者のほかにも同事業の早期実施を求める広聴も寄せられていることから、引き続き検討していきます。

①陳情を議会で採択

令和6年第4回定例会で、「指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情」を採択

②市長に送付

③市の対応

合計25件の問について、担当部署より陳情者へ回答をしました。

【一部抜粋】

・指定管理者は、労働基準法が規定する法定帳簿を「事業場ごとに」調整・保存しているか。

⇒各指定管理者においては、労働基準法を含め法令等に沿った対応をされているものと認識しています。

・全ての開発道路は、国家賠償法第2条の「道路」として、同法が適用されるか。

⇒立川市が管理している道路は、国家賠償法が適用されると考えています。